

さくら市農業委員会総会議事録（平成27年12月定例総会）

1. 開催日時 平成27年12月25日（金）午後2時00分から午後3時45分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎第1・2会議室

3. 出席委員（30人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	宍戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第 1号 非農地証明願について
議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について
- 第3 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 碓氷 正一
農地調整係長 野崎 憲作
主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	碓氷	定刻になりました。出席委員30名全員であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>先日はアグリセンターにおいて食育事業ということで、そば打ち教室を実施しましたが、忙しい中委員のみなさまには大変お世話になりました。参加した方々は、生き生きとそば打ちを行っておいしかったです。また子供たちも女性農業委員の指導を受けながら、真剣に取り組んでおいしかったです。地元の食材ということでさくら市の農業を見直していただくよい機会になったのではないかと思います。また、これからもこういう機会を生かして地元の農業を振り返ってみていただければと考えています。</p> <p>また、みなさまもご承知のとおり農業委員会法が改正され、来年4月1日から施行されます。2年後の任期満了後には、定数が3分の2程度になり、さらに農地利用最適化推進委員を設置するようになります。委員と推進委員のつながりとか、現場の対応などちょっと予想できない状況ではありますが、それも含めて色々な難しい問題にも取り組んでいかなければならないと考えますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。また本日は今年最後の総会となりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいた</p>

		<p>します。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会12月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	碓氷	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
15番	舟本	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第4号が1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
12番	肥後	<p>本日午前10時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、第2号が2件、第3号が1件、第4号が1件の合計5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	渡辺	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が3件、第3号が1件、第4号が2件の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
3番	中山	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、第2号が1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	田代	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>11番の小竹 勝委員、12番の肥後太一委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>第1号「非農地証明願いについて」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>第1号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
22番	手塚	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。本日の調査会におきまして、申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題は無いと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手で、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号2番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

8 番	田代	案内図 1 - 2 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。 申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。本日の調査会におきまして、申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました、問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 2 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手で、議案第 1 号番号 2 番は原案どおり承認されました。
27 番	佐藤	次の案件については、当事者であるため退席いたします。
議長	田代	農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、27 番佐藤委員の退席を許可します。 【27 番 佐藤委員退席】
議長	田代	議案第 1 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 1 号番号 3 番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でない認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
3 番	中山	案内図 1 - 3 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。 申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。本日の調査会におきまして、申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました、問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号3番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手で、議案第1号番号3番は原案どおり承認されました。
		【27番 佐藤委員着席】
議長	田代	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第2号番号1番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
10番	鈴木	事由につきましては、ただいまの事務局の説明どおりであり、なんら問題はないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号番号1番について、承認される方の挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第2号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第2号番号2番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件

		等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
6 番	平山	ただいまの事務局の説明どおりであり、なんら問題はないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号番号 2 番について、承認される方の挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 2 号番号 2 番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第 2 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 2 号番号 3 番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
7 番	野上	ただいまの事務局の説明どおりであり、なんら問題はないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
1 6 番	門前	譲受人の有限会社〇〇が行っている事業内容はなにか。
事務局	野崎	養豚が主な事業になります。また、今回取得する農地は飼料畑として耕作するものです。
1 6 番	門前	わかりました。
議長	田代	その他にございますか。

議長	田代	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号番号3番について、承認される方の挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号3番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第2号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第2号番号4番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
29番	小林	<p>譲渡人の〇〇さんは現在ひとり暮らしで体調も良くないということもあり、耕作が出来なくなってきたということです。また、譲受人の〇〇さんは、上阿久津の大橋を渡った先の芦沼という、大変近くにいる友達に耕作してもらうために、無償で贈与するということがあります。なんら問題はないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号番号4番について、承認される方の挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第2号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第2号番号5番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>

16番	門前	本件につきましては、基盤整備前から譲受人のおじいさんが耕作していたものです。売買金額については、少し安いのかなと思いますが、土地改良区の賦課金を譲受人が納めていたということもあり、対価が安くなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号番号5番について、承認される方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第2号番号5番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第2号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第2号番号6番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
3番	中山	譲渡人と譲受人は親子であります。農業者年金受給のための経営移譲であり、なんら問題はないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号番号6番について、承認される方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第2号番号6番は原案どおり承認されました。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供

		し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号1番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
16番	門前	案内図3-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 本申請地に隣接する道路が狭いため、道路敷地として転用して道路幅を確保したいということです。申請地につきましては、以前から道路として利用しているということで、始末書が添付されております。午前中の審査会においても問題はないと意見の一致をみております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について、承認される方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号2番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
1番	薄井	案内図3-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 本申請は、〇〇がアパートに転用する案件です。転用行為の必要性、申請地は用途地域内の第2種住居地域内であり、周囲は住宅地で公共施

		<p>設もあり、住環境が整った地域であります。アパートの需要も見込まれることから、4戸1棟のアパート及び6台分の駐車場を確保しようとするものです。給水排水はさくら市上下水道に接続し、雨水は敷地内浸透とします。資金計画につきましては、総事業費 3,980 万円ですべて融資で賄うこととしており、金融機関の融資見込証明書が添付されております。周辺の農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題は無いと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
26番	福田	<p>案内図4-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請地は周囲を宅地、畑、道路に囲まれた土地であります。本申請は○が売買により一般住宅の敷地拡張として転用する案件です。申請人は現在、隣接する南側に家族と住んでおりますが、敷地のほとんどを住宅が占め、家族の乗用車3台の駐車場が確保できない状態であります。このように敷地に余裕がないことから駐車スペースの確保が必要となり今回の申請に至っております。計画によりますと、自家用駐車場3台分を確保しようとするものです。なお、この事業に伴う取水、排水はありません。雨水については敷地内浸透とする計画になっております。資金計画につきまし</p>

		ては、総事業費 750 万円で全額自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会において特に問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 4 番号 1 番について承認される方の挙手をお願いします。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 4 番号 1 番は原案通り決定いたしました。 続きまして、議案第 4 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 4 号 2 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
29番	小林	案内図 4-2 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請人の〇〇さんは、上阿久津の賃貸住宅に妻と 2 人で住んでおりますが、今後子どもの誕生を考えると手狭なため、申請地を取得して自己用住宅を建築するものであります。資金計画につきましては、総事業費 3,300 万円をすべて融資で賄うこととしており、金融機関等の融資証明書が添付されております。なお、申請地は上阿久津台地土地区画整理事業地内であるために農地への影響はないと考えます。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 4 番号 2 番について承認される方の挙手を願います。

		<p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4番号2番は原案通り承認されました。続きまして、議案第4番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号3番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がり約3.7haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので第2種農地と判断し、「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ですので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
1番	薄井	<p>案内図4-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>本申請は〇〇株式会社が、賃貸により資材置場として転用する案件であります。申請者の〇〇株式会社は、さくら市に本社を置き、土木業を主な事業とする資本金500万円の法人であります。転用行為の必要性、現在の資材置場は重機等の機械を置く場所がないことと道路から近いので防犯の面からの不安があります。今回の申請地は事務所及び現在使用している資材置場から位置関係上、管理しやすい場所にあり、県道から奥まった土地ですので防犯面で優れております。計画によりますと、重機等の置場及び通路として利用するため、取水排水はありません。また、雨水は敷地内浸透とします。なお、土地賃借料が年間7万円、敷砂利購入費が約5万円程度かかりますが自己資金にて対応します。また、均し作業については自社にて行うために経費は掛かりません。周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして、申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題はないと判断しております。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号3番は原案通り承認されました。続きまして、議案第4号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号4番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農業公共投資の対象となっている土地ですので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
18番	渡辺	<p>案内図4-4をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>本申請は、〇〇さんが使用貸借により一般住宅として転用する案件であります。申請者は、結婚して現在は妻の実家がある那須塩原市に居住していますが、将来のことを考え、次男ではあるが親の跡を継いで農業を行いたく企業に勤めながら県農業大学校を現在は卒業し、就農できる状況にあります。このたび戻るにあたり自己所有の住宅を建築したく、今回の申請に至ったものです。計画によりますと、住宅1棟を建築し、駐車場4台分を確保しようとするものです。取水は公共上水道に接続し、生活雑排水は合併浄化槽処理後、〇〇土地改良区管理下の水路に放流する計画となっております。〇〇土地改良区の施設使用許可書が添付されております。雨水については、敷地内浸透とする計画になっております。資金計画につきましては、総事業費2,500万円を融資にて賄うこととしており、金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題は無いと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>
6番	平山	<p>本案件につきましては、農用地利用計画変更の同意を得ているので隣接者の同意も得ているとは思いますが、議案第3号番号2番と第4号番号4番につきましては隣接者の同意が添付されていなかったのですが、この同意というのは任意でよいのですか。</p>
事務局	柴山	<p>農地に影響がある場合には同意を取ってもらうということで、これは必須ではありません。</p>

6 番	平山	そうしますと、議案第 3 号番号 2 番でアパートを建築する場合などは、隣接農地には多少の日照の影響が出るのではないかと思います。こういう場合はどうなのでしょう。西側に同じようなアパートが建っていたものですから同意を得なくてもよいのかなと考えたのですが。
事務局	野崎	転用計画があまりにも日照等の影響が出そうな場合には、同意を取っていただくか、若しくは計画変更をお願いしております。
議長	田代	農地に多大な影響が出るのではないかとこのときには、やはり調査会の中で同意書が必要かどうか検討していただきたいと思います。
6 番	平山	わかりました。
議長	田代	その他に何かございますか。
議長	田代	ないようですので、採決に入ります。 議案第 4 号番号 4 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 4 号番号 4 番は、原案通り承認されました。
	(休憩)	(1 5 : 0 5 ~ 1 5 : 2 0)
議長	田代	再開いたします。 議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。 第 1 8 条第 1 項に市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されておりますので今回の議案となっております。 平成 2 7 年度第 9 号 公告予定年月日は平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日です。 計画の内容としては、利用権設定については、再設定 18 件、面積 186,336 ㎡、移転 2 件、19,155 ㎡、新規 31 件、面積 226,451 ㎡、うち農地中間管理機構への権利設定は 8 件、面積 88,934 ㎡、合計 51 件、面積 431,942

		<p>m²です。</p> <p>(利用権新規設定分を朗読して説明)</p> <p>44番から51番については、農地中間管理機構と賃借権を設定し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、知事の認可を受けた後、備考欄に記載されている耕作者へ賃借権が設定されることとなります。設定期間はすべて10年であります。</p> <p>(44番から51番について朗読して説明)</p> <p>続きまして、所有権の移転について説明させていただきます。栃木県農業振興公社への売渡しが1件となっております。</p> <p>(所有権移転分を朗読して説明)</p> <p>なお、土地は押上地内となっております。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>
5番	齋藤	<p>借賃が安くなるということは大変好ましいことだと思いますが、この農地中間管理機構を通しての借賃ですが、1万円で設定されているものがありますが、そのところは農地中間管理機構の方針というか何らかの働きかけでこういう数字になっているのですか。</p>
事務局	野崎	<p>貸し手と備考欄に記載されている受け手の話し合いのもと、この金額に設定されているということです。農地中間管理機構では、極端に低い金額とか高い金額に設定するのは望ましくないということが制度の中にもあるので、借賃の設定については農地中間管理機構の方針とかではありません。</p>
5番	齋藤	<p>わかりました。</p>
議長	田代	<p>その他に何かございますか。</p>
議長	田代	<p>ないようですので採決に入ります。</p> <p>議案第5号について承認される方、挙手を願います。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号は、原案通り承認されました。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」はお目通し願います。</p>

本日の議題はすべて終了しました。
以上を持ちまして、さくら市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。
大変ご苦勞様でした。

(午後3時45分閉会)